

**令和 7 年度さいたま市児童育成支援拠点事業補助金
実施団体募集要項**

令和 7 年 4 月
さいたま市子ども未来局子ども育成部
子ども・青少年政策課

1 事業の趣旨・目的

本事業は、児童福祉法第 6 条の 3 第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業を実施する事業者を支援することにより、課題を抱える児童の居場所を提供し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とするものです。

2 対象事業

児童育成支援拠点事業

<事業内容>

- (1) 安全・安心な居場所の提供
- (2) 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、等）
- (3) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- (4) 食事の提供
- (5) 課外活動の提供
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- (7) 保護者への情報提供、相談支援

<事業要件>

- (1) 令和 7 年度中 （令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで） に実施されるもの。
- (2) 国、地方公共団体等から助成金・補助金等の交付を受けていないもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、特定の思想を普及する活動、暴力的・破壊的活動・営利事業等を目的とするものではないもの。

※ その他、事業の実施にあたり必要な事項は「さいたま市児童育成支援拠点事業実施要領」（以下「実施要領」という。）及びこども家庭庁が定める「児童育成支援拠点事業ガイドライン」（令和 6 年 3 月）を参照してください。

3 応募条件

市内に主たる事務所を有し、次に掲げるいずれかに該当する事業を少なく

とも1年間、週3日以上継続して実施した実績がある社会福祉法人又は特定非営利活動法人であること。

- (1) 子どもに対する放課後等の居場所の提供
- (2) 子どもに対する学習支援の提供
- (3) 子どもに対する生活習慣の形成支援

4 補助件数

予算の範囲内とします。(最大2件)

5 補助対象経費

さいたま市児童育成支援拠点事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)別表第1(第4条関係)に掲げる経費のうち、補助の対象として適当であると認められるものとします。詳細(Q&A)は別紙1のとおりです。

6 補助金額

交付要綱第5条に基づき補助金額を算出します。(上限1,180万7千円)

7 募集期間・スケジュール

- (1) 募集期間 令和7年4月4日(金)から4月30日(水)まで
- (2) スケジュール

時 期	内 容
4月4日(金)	・ 交付申請受付開始
4月30日(水)	・ 交付申請受付締切
～5月下旬	・ 審査、交付決定
～令和8年3月	・ 事業実施(～3月31日) ・ 実施状況報告(毎月) ・ 実績報告(関係年度終了まで) ・ 補助額の確定、補助金の請求 ※概算払の場合、前期及び後期分を概算払請求書で請求する

8 応募書類

- (1) さいたま市児童育成支援拠点事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 申請者の概要(定款、規約等、役員名簿、活動実績がわかるもの)
- (5) 事業概要書(任意様式)

※（５）には事業に係る次の事項について記載し、別紙２「さいたま市児童育成支援拠点事業審査基準」の「審査項目」及び「審査の視点」に記載されている内容を意識したものとしてください。

- ・ 個々の利用者への支援計画
- ・ 関係機関、地域、保護者との連携
- ・ 衛生管理及び安全対策
- ・ 職場倫理と法令順守
- ・ 要望及び苦情への対応
- ・ 事業内容向上への取組
- ・ 関係法令の届出、手続き

※その他、追加で書類の提出を求める場合があります。

9 補助事業者の選定方法

市関係職員で構成する審査委員会を設置し、応募書類をもとに審査し、補助事業者を選定します。審査基準は別紙２のとおりです。

10 提出方法・提出先

（１）提出方法

応募書類を PDF 形式に変更のうえ、電子メールにて提出してください。

（２）提出先

さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

（提出先メールアドレス：kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp）

（３）問合せ先

TEL 048-829-1716

FAX 048-829-1960

E-mail：kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp

別紙 1（5 補助対象経費関係）

Q 1. 交付要綱第 2 条に掲げられる補助対象事業（1）～（7）はすべて実施しなければならないか。

A 1. 課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施するものですが、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要があります。

Q 2. お盆や年末年始など、特定のタイミングで週 3 日以上開所できない場合は補助対象となるか。

A 2. 原則として年間を通して週 3 日以上開所する必要がありますが、お盆や年末年始など、一時的に一週間程度閉所する場合、翌週以降に振り替えていただき、事業期間全体の平均で週 3 日以上開所していれば補助対象とします。

別紙 2 (9 補助事業者の選定方法関係)

さいたま市児童育成支援拠点事業審査基準

審査項目	審査の視点	配点等
実績	・ 交付要綱第 3 条第 1 項に記載する実績を有しているか。 ※必須	10 点
事業内容	・ 交付要綱第 2 条第 1 項に記載する支援を実施するか。 ※必須	20 点
	・ 支援対象者が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートを行えるか。	
	・ 支援対象者の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供するか。	
	・ 虐待を防止し、安心・安全な居場所を提供するか。	
業務実施体制	・ 職員に欠員が生じた場合の支援体制は整えられているか。	10 点
	・ 緊急時の対応など、危機管理体制が講じられているか。	
	・ 情報セキュリティ体制及び個人情報保護法への対応について十分な配慮があるか。	
	・ 職員が安定的・継続的に活動していくための方策があるか。	
実現可能性	・ 計画している事業を適正に実施できるか。	10 点
	・ 事業を実施する経費が適正に計上されているか。	
	・ 収支計画が現実的で適切か。	
合計		50 点

※必須項目をすべて満たす団体のうち、予算の範囲内で合計点の高い順に選定する。
ただし、申請団体の主たる事務所の所在地について、1 行政区につき複数の申請があった場合、当該区より 1 事業者のみを選定する。